

令和5年12月 5日 開会

令和5年12月15日 閉会

# 令和5年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

12月5日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第62号について（提案説明・質疑・委員会付託）	4
議第63号から議第66号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	6
議第67号について（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第68号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第69号について（提案説明・質疑・委員会付託）	19
議第70号について（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第71号について（提案説明・質疑・委員会付託）	28
議第72号について（提案説明・質疑・委員会付託）	30
議第73号について（提案説明・質疑・委員会付託）	32
議第74号及び議第75号について（提案説明・質疑・委員会付託）	33
議第76号について（提案説明・質疑・討論・採決）	35
散会	36
会議録署名議員	37

12月15日（金）

議事日程	39
議長及び出席議員	39
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	40
職務のために出席した者	40

開議	4 1
会議録署名者決定	4 1
一般質問	4 1
9番 岩田讓治議員	4 1
3番 西松幸子議員	4 5
6番 渡邊裕光議員	5 0
7番 石原英一議員	5 2
4番 傍嶋邦博議員	5 6
特別委員会報告	6 1
議会改革特別委員会	6 1
常任委員会報告	6 2
民生文教常任委員会	6 2
総務産建常任委員会	6 2
議第62号について（討論・採決）	6 3
議第63号について（討論・採決）	6 4
議第64号について（討論・採決）	6 5
議第65号について（討論・採決）	6 6
議第66号について（討論・採決）	6 6
議第67号について（討論・採決）	6 7
議第68号について（討論・採決）	6 7
議第69号について（討論・採決）	6 7
議第70号について（討論・採決）	6 7
議第71号について（討論・採決）	6 8
議第72号について（討論・採決）	6 8
議第73号について（討論・採決）	6 8
議第74号について（討論・採決）	6 9
議第75号について（討論・採決）	6 9
議第77号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6 9
議第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 2
閉会	7 3
会議録署名議員	7 4

令和5年12月5日（第1日）

議 事 日 程 (令和5年12月5日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第62号 安八町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第67号 安八町企業版ふるさと納税基金条例制定について
- 日程第9 議第68号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第69号 安八町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 日程第11 議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第12 議第71号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第72号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第14 議第73号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第74号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議第75号 町道路線の認定について
- 日程第17 議第76号 安八町第六次総合計画の基本構想及び基本計画の策定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 栗 原 宏 行      2番 渡 辺 康 司      3番 西 松 幸 子  
4番 傍 嶋 邦 博      5番 坂                      悟      6番 渡 邊 裕 光

7番 石原英一      8番 大平文雄      9番 岩田讓治  
10番 山中美恵子

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	岡田武史
教育長	青山桂子	調整監	水谷秀平
会計管理者	吉村等	総務課長	山田靖
企画調整課長兼 産業振興課長	大平共美	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	学校教育課長兼 生涯学習課長	小林洋臣
税務課長	堀康信	住民環境課長	梅村明広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	宇佐見かおる
書記	梶井公歴		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年第4回安八町議会定例会の初日の開催をさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 西松幸子君、4番 傍嶋邦博君を指名いたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定しました。

---

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和5年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

師走に入りまして、今年も残り1か月を切りました。令和5年は、私自身もそうですが、議員各位におかれましても選挙に奔走され、ようやく落ち着きを取り戻されたところかと思っております。

これからの4年間、町政の発展のために御尽力をお願いするとともに、御指導賜りますことをお願い申し上げます。

今定例会におきましては、安八町第六次総合計画について御審議いただき

たいと考え、議案の上程をさせていただきます。

この計画は、本来令和5年4月よりスタートする計画としておりましたが、私が町政を担わせていただくこととなり、私の考え、そして政策を加味して見直していただきたいとスタートを1年遅らせていただきました。

まちの将来像を「笑顔と活力が循環し光り輝くまち」とし、人、仕事、まちという3つの重点キーワードの下、総合計画審議会において策定をしていただき、11月7日に答申を受けたものでございます。

安八町第六次総合計画を令和6年4月からスタートしたいと考えており、少子高齢化や財源という課題なども多い中ですが、議員の皆様、そして町民の皆様とともに挑戦していきたいと思っております。

また、この計画に合わせて役場庁舎内の課の新設、課名変更、統廃合を考えております。国においてこども家庭庁が設置され、子供政策に関する総合調整権限が一本化されました。

我が町におきましては、子供に関する事務は、今は福祉課、保健センター、教育委員会に分散しております。そこで、国に歩調を合わせるべく子供に関する事務を一体的かつ効率的に進めるためこども家庭課を新設させていただきたいと考えております。

また、地方自治体における事務の多種多様化や、国や県からの事務権限委譲等により年々変化する事務対応、各種イベント対応など、職場環境の向上や町民の利便性向上のために統廃合を図りたいと考えております。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、安八町第六次総合計画の承認のほか、条例関係、令和5年度一般会計・特別会計補正予算などの15議案でございます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

---

議長 日程第3、議第62号 安八町課設置条例の一部を改正する条例についてを



議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第62号につきまして御説明申し上げます。

議第62号 安八町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、安八町郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町の行政組織の見直しに伴い本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町課設置条例の一部を改正する条例。

安八町課設置条例（平成25年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきますので、議案資料をお願いいたします。

議案資料の1ページをお願いいたします。

まず、上段の表は安八町課設置条例本則関係に係る新旧対照表であります。右列が改正後となります。

安八町の行政組織の見直しに伴い、現在の企画調整課と建設課を統合いたしましてまちづくり推進課を、また本年4月1日に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されたことに伴い、現在の福祉課から主に児童福祉の事務事業を担うこども家庭課をそれぞれ新設するものであります。

次に、課名変更といたしまして、住民環境課を生活環境課に、産業振興課を農政課にそれぞれ改めるものであります。

次に、下段からの表は、今回の課設置条例の一部改正に伴い、議案資料の1ページの附則第2条関係から1枚はねていただきまして、2ページの附則第6条関係まで、整理が必要となる関係条例の改正を行う新旧対照表であります。右列が改正後となります。

それでは、中段の附則第2条関係の安八町総合計画審議会設置条例におい

ては、まちづくり推進課が庶務を行い、次に附則第3条関係の安八町子ども・子育て会議条例においてはこども家庭課が庶務を行うものであります。

次に、附則第4条関係の安八町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例においては、第4条第1項第1号の縦覧の場所、1枚はねていただきまして、2ページの第6条第1項第1号の意見書の提出先を安八町役場生活環境課にそれぞれ改正するものであります。

次に、附則第5条関係のむすぶテラスの設置及び管理に関する条例、並びに次の附則第6条関係の安八町都市計画審議会条例においては、まちづくり推進課が庶務を行うものであります。

議案書の本文3ページをお願いいたします。

附則となります。

第1条においては、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

次の附則第2条から、1枚はねていただきまして、附則第6条まで整理が必要となる関係条例の改正本文であります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第62号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は会期内の総務産建教常任委員会に付託の上、審査していくことに決定いたしました。

---

議長 日程第4、議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第

6、議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議第63号から日程第7、議第66号を一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議第63号につきまして御説明申し上げます。

議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文であります。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表、上段の表が第1条関係、下段の表が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

今回、議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

第1条関係におきましては、令和5年の12月支給分について支給割合を100分の10、0.1か月分引き上げるものであります。

次に、第2条関係におきましては、令和6年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものであります。これにより、年間の

期末手当の支給月数は4.5か月となるものであります。

議案書の本文、7ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の報酬等条例の規定は令和5年4月1日から適用するものであります。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定であります。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議第64号につきまして御説明申し上げます。

議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、先ほどの議第63号と同様のため省略をいたします。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表。

上段の表が第1条関係、下段の表が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

今回、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため所要の改正を行うものであります。

次の第1条関係、第2条関係ともに、先ほどの議第63号と同様のため省略をいたします。

議案書の本文11ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものであります。

次の第2項、その次の第3項とも、先ほどの63号と同様のため省略をいたします。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議第65号につきまして御説明申し上げます。

議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、安八町職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものがあります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第1条関係に係る新旧対照表であります。右列が改正後となります。

今回の条例改正に当たりまして、主に3つポイントがございます。そのポイントに基づきながら改正内容について御説明させていただきます。

まず、1つ目のポイントといたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が新型インフルエンザ等緊急事態措置から特定新型インフルエンザ等対策へと拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができることとされている手当の名称が「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正されました。

そこで、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について規定している第2条第1項の給料、1枚はねていただきまして、9ページの中段、第18条の

7 第 3 項の災害派遣手当等及び次の第19条の管理職手当等の支給方法の改正は、規定中の手当の名称を改正するものであります。

また、そのすぐ上の第18条の 7 第 3 項の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条で規定していた条文が改正後において条文番号が第26条の 8 で規定されることとなり、「特定新型インフルエンザ等対策」と改めるものであります。

次に、2 つ目のポイントといたしまして、令和 5 年人事院勧告における給与勧告であります。

本年のポイントといたしましては、月例給を平均1.1%の給料表の改定、またボーナス、特別給を0.1か月分とし、本年度の12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ、年間4.5か月分に引き上げる内容となっております。

議案資料の 7 ページをお願いいたします。

まず、第 9 条の 2 の改定は、初任給調整手当の改定を行うものであります。第 1 号の職員は41万5,600円、第 2 号の職員は 5 万1,100円とするものであります。

1 枚はねていただきまして、8 ページをお願いいたします。

第18条の 3 第 2 項の改正は、期末手当の引上げを行います。今回、ボーナスの特別給0.1か月分が引き上げる引上げ分のうち、0.05か月分となる100分の 5 の引上げ分を期末手当に配分いたします。

まず、18条の 3 第 2 項における一般職員の12月支給分について、0.05か月分となる100分の 5 を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の125、特定管理職員にあっては100分の105とするものであります。

次に、同条第 3 項における定年前再任用短時間勤務職員の12月支給分について0.025か月分となる100分の2.5を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の70、特定管理職員にあっては100分の60とするものであります。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

残りの引上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

18条の 6 第 2 項第 1 号における一般職員の12月支給分について、0.05か月分となる100分の 5 を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の105、特定管

理職員にあつては100分の125とするものであります。

次に、同項第2号における定年前再任用短時間勤務職員の12月支給分については、0.025か月分となる100分の2.5を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の50、特定管理職員にあつては100分の60とするものであります。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

給料表の改定であります。10ページが改正前、11ページが改正後であります。

今回の改定によりまして、大学卒の初任給であります1級25号給で1万1,000円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きながら、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定がなされます。なお、1級から7級まで下線部のとおり改定されますが、この後12ページから15ページまでの左ページが改正前、右ページが改正後となります。

16ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第2条関係に係る新旧対照表であります。右列が改正後となります。

最後に、3つ目のポイントといたしまして、令和6年6月以降は6月と12月支給分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げる改正のほか、令和5年人事院勧告における給与勧告によりまして在宅勤務等手当の創設に係る改正を行うものであります。

この在宅勤務等手当は、テレワークの実施に係る光熱水道費等の職員の負担軽減の観点から当該手当を新設し、令和6年度から住居、その他これに準ずる場所において一定期間以上継続して1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命じられた職員に月額3,000円を支給するものであります。

まず、第2条第1項の改正は、職員手当の中に在宅勤務等手当を追加するものであります。

次に、第11条の3第2項第2号の改正は、自動車等を使用して通勤する職員のうち、在宅勤務等手当を支給される職員について通勤手当額を減額調整する規定を追加するものであります。

続きまして、17ページの下段をお願いいたします。

第11条の5に、新たに在宅勤務等手当に関する規定を設けるものでありま

す。当該手当の内容については先ほど御説明いたしましたので、省略いたします。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

第18条の3第2項の改正は、令和6年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するものであります。

管理職を除く一般職は100分の122.5、特定管理職にあつては100分の102.5とするものであります。

次に、同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員も一般職員と同様に均等に配分するものであります。管理職を除く一般職は100分の68.75、特定管理職員にあつては100分の58.75とするものであります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第18条の6第2項第1号の改正は、こちらも均等に勤勉手当を配分するものであります。

管理職を除く一般職は100分の102.5、特定管理職員にあつては100分の122.5とするものであります。これにより、期末・勤勉手当の支給月数は4.5か月となるものであります。

次に、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員も一般職員と同様に勤勉手当を均等に配分するものであります。

管理職を除く一般職は100分の48.75、特定管理職員にあつては100分の58.75とするものであります。これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は2.35か月となるものであります。

最後に、第19条の改正は、第2条第1項の改正と同様のため省略をいたします。

議案書の本文21ページをお願いいたします。

下段のほうでございますが、附則となります。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項といたしまして、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適用するものであります。

1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

第2条の規定は、給与の内払いに関する規定であります。



第3条は、町の規則への委任規定を設けるものであります。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議第66号につきまして御説明いたします。

議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、安八町会計年度任用職員の給料表の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安八町条例第21号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の21ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表であります。

右列が改正後となります。

第4条関係における別表第1は、会計年度任用職員における給料表を規定するものであります。

21ページから24ページまで新旧対照表を載せてございます。

会計年度任用職員の給料表は、常勤職員と同じ給料表を準用しております。

今回、令和5年人事院勧告における給与勧告に基づきまして、職務の級である1級、2級の給料表の改定を行うものであります。

議案書の本文29ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

以上、議第63号から議第66号までの4議案について御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第63号から議第66号までは、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第63号から議第66号までは会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していくことに決定しました。

---

議 長 日程第8、議第67号 安八町企業版ふるさと納税基金条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長兼産業振興課長 大平共美君。

企画調整課長兼産業振興課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第67号につきまして、御説明させていただきます。

議第67号 安八町企業版ふるさと納税基金条例制定について。

安八町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八町企業版ふるさと納税の寄附受入れに伴い、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町企業版ふるさと納税基金条例。

以下、本文でございます。

内容につきましては、本文にて御説明をさせていただきます。

第1条、設置でございます。

地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、企業版ふるさと納税基金を設置するものでございます。

第2条、積立金。法人からの寄附金は基金として積み立て、その額は一般

会計の予算で定める額とするものでございます。

第3条、管理でございます。

基金に属する現金は最も有利な方法で保管をし、必要に応じ有価証券に換えることができるものでございます。

第4条、運用益金の処理。基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して基金に繰り入れるものとするものでございます。

第5条、繰替え運用でございます。財政上必要があると認めるときは、繰戻しの方法、期間、利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものでございます。

第6条、処分。基金は、第1条の規定に限り処分することができるものでございます。

第7条、委任。この条例の必要事項は別で定めるものでございます。

続きまして、別冊の議案資料25ページをお願いいたします。

安八町企業版ふるさと納税基金条例の主な事項につきまして御説明をさせていただきます。

安八町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする安八町企業版ふるさと納税において寄附を基金へ積み立てるために本条例を制定するものでございます。

寄附対象事業といたしましては、地域再生計画に記載されている下記のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業でございます。対象法人といたしましては、安八町の区域内に事務所、または事業所がない法人でございます。

寄附金につきましては、寄附対象事業費として10万円以上の寄附でございます。

この寄附対象事業、対象法人、寄附金につきましては、先ほどの条例第7条の規定により別に規則で定めるものでございます。

本文の34ページに戻っていただきますようお願いをいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ないです」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいまの議題となっております議第67号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第67号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第9、議第68号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

議第68号につきまして、御説明申し上げます。

議第68号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行により、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置が新設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、37ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の27ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

目次につきましては、第6章の末尾に今回新設いたします第22条の4を追加いたします。

上段、第9条の2は、法施行令に施行年及び番号を追加いたしております。

中段、第9条の3、こちらは保険料の基礎賦課額から減額する規定に、第17条の4、出産被保険者に係る規定を追加し、1枚はねていただきました28ページをお願いいたします。上段の第2号エ、こちらにつきましては保険料の賦課額算定の際に控除する見込額に法第72条の3の3第1項、産前産後保険料減免分の補填に係る繰入金を追加いたします。

中段、第11条は、地方税法の改正に伴い参酌する規定の改正をいたしております。

右側29ページの下段をお願いいたします。

13条の6の2と、1枚はねていただきました30ページ中段、13条の7、こちらにつきましては、先ほどの第9条の3と同様で減額及び繰入金の規定を追加するもので、第13条の6の2は保険料のうち後期高齢者支援等賦課額の規定、第13条の7は保険料のうち介護納付金賦課額の規定でございます。

右側のページ、31ページ上段をお願いいたします。

第16条は、賦課期日後に異動等があり保険料が変更される場合に月割りにて算定する規定に、第17条の3、未就学児の減額規定及び第17条の4、出産被保険者の減額規定を追加いたします。

1枚はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

下段の第17条は、第11条の改正内容と同様で、地方税の一部改正に伴い参酌する規定を改正いたします。

一部はねていただきまして、34ページをお願いいたします。

下段の17条の3は、第13条一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の規定に基づき「保険料額」を「保険料率」に改正をいたします。

右側35ページをお願いいたします。

中段の第17条の4第1項は今回新設されるもので、出産被保険者に課する保険料の基礎賦課額から所得割と被保険者均等割のうち、出産予定日の前月から出産予定月の翌々月までの産前産後期間の4か月分を減額する規定を追

加し、1枚はねていただきました36ページ、第2項でございます。第2項は、前項に算定した保険料額に1円未満の端数があるときに切り上げて決定する規定でございます。

続きまして、第3項、第4項につきましては、第1項及び第2項の規定を準用するための読替規定を定めるもので、第3項は保険料のうち後期高齢者支援金等賦課額の規定、第4項は、保険料のうち介護納付金賦課額の規定でございます。

下段の第5項は、低所得者の保険料の減額がされている世帯に出産被保険者がある場合には、その減額後の基礎賦課額から第1項の産前産後期間の保険料を減額する規定を追加し、右側のページ、37ページ、第6項は、前項の算定した保険料額に1円未満の端数があるときにこれを切り上げて決定する規定でございます。

第7項、第8項は、第5項及び第6項の規定を準用するために読替えの規定を定めるもので、第7項は保険料のうち後期高齢者支援金等賦課額の規定、第8項は保険料のうち介護納付金賦課額の規定でございます。

下段の第22条の4は、被保険者に関する届けについて、その記載事項、添付書類及び提出可能時期を定める規定でございます。

1枚はねていただきました右側39ページから42ページまでにつきましては、第17条の4第3項、第4項、第7項及び第8項の読替規定の読替え表でございます。

それでは、議案書40ページにお戻りください。

下段の附則のほうを御覧ください。

第1条では、この条例は令和6年1月1日から施行するものと定め、第2条は経過措置を定めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第68号は、会期内の民生文教常任委員

会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第68号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第10、議第69号 安八町下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の43ページをお願いいたします。

議第69号につきまして、御説明申し上げます。

議第69号 安八町下水道事業の設置等に関する条例制定について。

安八町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出。安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、平成31年1月25日付、総財公第9号の総務省からの通知により下水道事業特別会計を令和6年4月1日から公営企業会計に移行させるため本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、45ページをお願いいたします。

安八町下水道事業の設置等に関する条例。

以下は、制定本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の43ページ。

安八町下水道事業の設置等に関する条例の概要、並びに45ページから最終72ページまでの各条例新旧対照表も照らし合わせて御確認をお願いいたします。

それでは、43ページの概要をお願いいたします。

主な制定内容でございますが、第1条から第3条まで、地方公営企業法に基づき下水道事業の設置について、目的、適用範囲、経営の基本原則と事業規模を規定いたします。

第4条では、下水道事業における重要な資産の取得及び処分方法について、第5条及び第7条では、議会の同意を必要とする職員の損害賠償責任方法、議決を必要とする負担つきの寄附や贈与の受領等について規定をいたします。

第6条では、管理者の権限は町長が行い、出納、その他の会計事務は会計管理者に行わせることを規定し、第8条では事業概要や経理など、業務状況説明書類の作成や公表について規定をいたします。

附則でございます。

第1項は、施行期日を規定しております。

第2項では、従来から適用をしておりました安八町公共下水道事業特別会計条例を廃止いたします。

第3項から第9項までは、上下水道に関係する条例を今回の条例制定に伴い一部改正をいたします。

裏面、44ページをお願いいたします。

関係条例の主な改正内容でございますが、第3項、安八町公共下水道事業整備基金条例では、「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業特別会計予算」に名称を変更いたします。

先ほどの第3項の基金条例及び第6項、安八町水道事業の設置等に関する条例から第8項の安八町水道給水条例まで、町長の位置づけといたしまして町の代表者である「町長」と地方公営企業法の管理者の権限を行う「町長」があるため「管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に整理して改めます。

また、ここに掲げております第3項から第9項までの条例におきまして、今回、改正する条例における文言の使い方等を統一化するため、必要な字句の追加・修正を行うもので、その箇所は多数ございますが、内容等に変更が生じるものではありません。

最後に、議案書の46ページにお戻りをいただきまして、下から5行目の附則でございます。

附則第1項、施行期日。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいまの議題となっております議第69号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第69号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第11、議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

順次提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の57ページをお願いいたします。

議第70号につきまして御説明申し上げます。

議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,454万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,084万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

59ページは歳入、60、61ページが歳出になります。いずれも補正前の額70億1,629万7,000円から9,454万8,000円を増額し、71億1,084万5,000円とするものであります。

1枚はねていただきまして、62ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円であります。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

まず、下段の補正後の1段目、緊急防災・減災事業債の限度額を1,350万円増額し、4億2,850万円とします。これは現在進めております防災行政無線同報系デジタル化整備工事に伴い、デジタル戸別受信機整備の追加等による事業費増のため増額補正をお願いするものであります。

次に、上段の補正前の2段目、一般廃棄物処理事業債の限度額1億3,920万円を全額減額します。これは、令和5年度当初予算において次期最終処分場の整備に係る財源として地方債一般廃棄物処理事業債を一般会計で計上しておりました。しかしながら、同一年度において用地取得と工事着手とがされない場合は土地の取得を特別会計で行う必要があるため、今回議第72号で上程しております令和5年度土地取得特別会計予算に振り替えるため、減額するものであります。

最後に、下段の補正後の3段目、一般単独事業債の限度額を130万円増額し、600万円といたします。これは、県単土地改良事業に係るかんがい排水工事業採択を受けまして町内2地区において施工することとなったため起債を増額発行するものであります。

今回の地方債の補正によりまして、地方債合計を6億2,220万円とするものであります。

続きまして、63ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入であります。単位は1,000円であります。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

64ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,813万2,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰入れを行うものであります。

1枚はねていただきまして、66ページをお願いいたします。

3の歳出であります。単位は1,000円であります。

歳出のうち、最初に人件費関係の補正関係につきまして御説明申し上げます。

す。

令和5年8月7日付で一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づきまして、本定例会に議案といたしまして議第63号から議第66号までの人件費関係に係る条例改正の4議案を上程しております。

そこで、議案書の66ページ以降、74ページまでの節区分1番の報酬、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費、これら人件費関係につきましては、正職員関係で469万6,000円の増額を、会計年度任用職員関係で269万円の増額をそれぞれお願いするものであります。

それから、議案書の71ページの2段目をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、節区分、旅費の増額4万円は、会計年度任用職員に係る費用弁償の附則による補正であります。

これ以降の御説明は省略をさせていただきます。

それでは、66ページの2段目をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の6,410万3,000円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金3,400万円は、コロナ交付金の総務費国庫補助金であります。

その他の諸収入2,825万円は、プレミアム商品券の販売代金であります。この事業は、物価高騰の影響を受けた生活者のため、町内の全世帯を対象にプレミアム付商品券を発行する事業と、生活を下支えする取組のため生活必需品を配付する生活者支援事業を行うものであります。

節区分、需用費の消耗品費310万8,000円は、生活必需品の購入費用であります。

次の印刷製本費121万8,000円は、引換券やプレミアム商品券郵送用封筒の印刷代であります。

次に、役務費の通信運搬費327万7,000円は、引換券発送のための郵送料であります。

次に、負担金、補助及び交付金の補助金5,650万円は、プレミアム商品券の取扱事業所・店舗への商品券代を支払うための補助金であります。

3枚はねていただきまして、72ページの2段目をお願いいたします。

款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の1,350万3,000円であり

ます。財源内訳といたしまして、特定財源で地方債1,350万円は緊急防災・減災事業債であります。

節区分、工事請負費1,350万3,000円は防災事務経費で、先ほど地方債の変更で御説明をさせていただきましたデジタル戸別受信機整備の追加等による事業費増のため増額補正をお願いするものであります。

議長 企画調整課長兼産業振興課長 大平共美君。

企画調整課長兼産業振興課長 続きまして、66ページへ戻っていただきますようよろしく願いをいたします。

3段目でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の951万2,000円でございます。

節区分の役務費210万円、内訳といたしまして、通信運搬費140万円、手数料70万円。この手数料の70万円の内訳といたしまして、ふるさと寄附金の手数料50万円、企業版ふるさと納税手数料が20万円でございます。

委託料、業務委託601万2,000円、使用料及び賃借料140万円。事業名、企画振興経費、これらはふるさと寄附金並びに企業版ふるさと納税寄附金に対する返礼品及び送料、手数料、事務処理委託等を計上しているものでございます。

続きまして、その66ページの目のふるさと基金費、補正額の2,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金2,000万円は、ふるさと寄附金でございます。これは、返礼品の増により安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、67ページでございます。

目、企業版ふるさと納税基金費、補正額増額の3,110万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で3,110万円は、企業版ふるさと納税寄附金でございます。これは、安八町を応援していただいた法人3社から寄附金がありましたので、企業版ふるさと納税基金に積立てを行うものでございます。

議長 住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 引き続き、議案書の67ページをお願いいたします。

最下段の款、総務費、項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額653万4,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金、社会保障税番号制度システム整備費補助金653万4,000円でございます。

節区分の委託料、補正額653万4,000円は、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記等が追加されることに伴うシステムの改修費用でございます。

2枚はねていただきまして、70ページをお願いいたします。

下段の表からお願いいたします。

款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額減額の1億3,805万8,000円。財源内訳として、特定財源、地方債、一般廃棄物処理事業債、減額の1億3,920万円でございます。

節区分、公有財産購入費、補正額、減額の1億3,420万8,000円。

その下の節区分、補償、補填及び賠償金、補正額、減額の500万円。これは、先ほどの総務課長の地方債の説明と重複いたしますが、次期最終処分場に係る用地費及び移転補償費として当初予算に計上しておりましたが、同一年度において用地取得と工事着手がされない場合は土地の取得を特別会計で行う必要がありますので、土地取得特別会計に振り替えるため、減額するものでございます。

最下段の節区分、繰出金、補正額80万円は、土地取得特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、議案書1枚戻っていただきまして、68ページをお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の7,303万円。説明欄の低所得世帯価格高騰対策支援事業7,250万円は、価格高騰対策として低所得世帯へ支援金を交付する事業で、特定財源は国庫支出金7,261万5,000円のうち7,250万円で、内容はコロナ交付金でございます。

節区分の職員手当等の時間外勤務手当35万円は、職員に係るものでございます。

需用費の消耗品費9万9,000円は事務用品代、印刷製本費12万円は、封筒や申請書の印刷代でございます。

役務費の通信運搬費30万3,000円は郵送料、手数料の39万円は振込手数料

でございます。

委託料の業務委託123万8,000円は、システムの改修費用でございます。

負担金、補助及び交付金の交付金7,000万円は、低所得世帯1,000世帯へ1世帯当たり7万円を交付するものでございます。

続いて、説明欄中の国民健康保険特別会計繰出金23万円に対します特定財源といたしましては、国庫支出金7,261万5,000円のうち11万5,000円及び県支出金の5万7,000円、ともに国民健康保険産前産後保険料負担金でございます。

節区分の繰出金23万円は、国民健康保険特別会計へ繰り出すもので、産前産後4か月分の保険料の減免による不足分を補うため、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

目の身体障がい者福祉費、補正額、増額の33万円。特定財源の国庫支出金14万8,000円は、障害者総合支援事業費補助金で、節区分の委託料、業務委託は令和6年度からの制度改正に伴うシステム改修費でございます。

続きまして、下段の項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額増額の1万2,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は、児童手当経費といたしまして過年度精算により発生した岐阜県への返還金を支出するものでございます。

続きまして、目の保育所費、補正額、増額の575万4,000円。特定財源のその他繰入金は、ふるさと基金からの繰入金でございます。

節区分の工事請負費425万4,000円は、こども園の施設管理経費として、ふたばこども園の未満児室のエアコンの更新工事と結こども園の子育て支援センターの園児用トイレの設置工事費でございます。

1枚資料をはねていただきまして、70ページをお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の93万1,000円。保健センター管理経費28万1,000円に係る特定財源といたしましては、その他の寄附金で明治安田生命からの保健衛生費寄附金でございます。

節区分の備品購入費28万1,000円は、AEDの購入経費でございます。

続いて、目の成人保健費、補正額、増額の22万1,000円。特定財源のその他、寄附金22万1,000円は、同様に明治安田生命からの保健衛生費寄附金でございます。

節区分の需用費、消耗品費は、成人健康診査事業といたしまして、健診の受診者への啓発物品を購入するものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き建設課分でございます。

議案書の71ページ上段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、3行目の目、農地費、補正額275万円。財源内訳、特定財源の国県支出金150万円は、農業農村整備事業県補助金でございまして。地方債130万円は、一般単独事業債でございまして。

節区分、工事請負費275万円は、県単・町単土地改良事業として、北今ヶ淵、杣ノ戸地内の水路改良工事費及び町屋地内樋門設置工事の町単事業から県単事業への組替えで県補助事業に追加されましたので、補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長兼生涯学習課長 小林洋臣君。

学校教育課長兼生涯学習課長 続きまして、教育委員会分について御説明いたします。

72ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費につきましては、スクール・サポート・スタッフ配置事業について県より補助金が交付されることになりましたので、財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、73ページ最下段をお願いいたします。

項、社会教育費、目、ハートピア安八費につきましては、安藤重寿氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附を受けましたので、備品購入費として書籍等を購入するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、74ページをお願いいたします。

項、保健体育費、目、保健体育総務費につきましては、国から東安中組合分も含め213万9,000円の補助金が交付されることになりました。東安中組合に係る補助金分106万3,000円を相殺し、財源内訳を変更するものでございます。

以上、議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題になっております議第70号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第70号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

ここでちょっと遅くなっちゃって申し訳ないんですけど、30分までちょっと暫時休憩ということでさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(午前11時17分 休憩)

(午後11時29分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

---

議長 日程第12、議第71号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議案書75ページをお願いいたします。

議第71号につきまして御説明申し上げます。

議第71号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億62万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、77ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

歳入歳出とも合計として、補正前の額14億9,864万2,000円、補正額198万円、計15億62万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、78ページをお願いいたします。

歳入歳出の内訳でございます。

まず、歳入のうち特定財源につきましては歳出で御説明いたしますので、一般財源のみ御説明をいたします。

中段の表をお願いいたします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額175万円。節区分、国保基金繰入金、補正額175万円は、今回の補正の財源調整によるものでございます。

下段の表をお願いいたします。

歳出内訳でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額198万円。財源内訳として、特定財源、繰入金、産前産後保険料繰入金23万円でございます。

節区分、委託料、補正額198万円は、出産被保険者に係る産前産後期間の軽減措置が新設されたことに伴うシステムの改修費用でございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第71号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第71号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していくことに決定いたしました。

---

議長 日程第13、議第72号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 議案書の79ページをお開きください。

議第72号につきまして御説明申し上げます。

議第72号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計予算。

令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億3,920万円と定める。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、81ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

歳入歳出ともに合計として、1億4,000円でございます。

1枚はねていただきまして、82ページをお願いいたします。

第2表 地方債。こちらも、単位は1,000円でございます。

起債の目的ですが、公共用地先行取得等事業債、限度額1億3,920万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

下側、83ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

款ごとに前年度の比較をまとめておりますが、前年度の計上はございません。

歳出におきましては、財源内訳についてまとめております。

1枚はねていただきまして、84ページをお願いいたします。

歳入のうち特定財源につきましては歳出で御説明いたしますので、一般財源のみ説明をいたします。

上段の表をお願いいたします。

款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金、予算額80万円。節区分、一般会計繰入金、予算額80万円でございます。

85ページをお願いいたします。

歳出内訳でございます。

上段の表からお願いいたします。

款項目とも土地取得事業費、予算額1億3,928万6,000円。財源内訳として、特定財源、地方債、公共用地先行取得等事業債1億3,920万円でございます。

節区分、役務費、手数料7万8,000円は、売買契約書に係る印紙代でございます。

節区分、公有財産購入費1億3,420万8,000円は、次期最終処分場の用地代でございます。

節区分、補償、補填及び賠償金500万円は、立木等の移転補償費でございます。

中段の表、款項目ともに公債費、目、利子、予算額20万2,000円。節区分、償還金、利子及び割引料20万2,000円は、一時借入金の利子でございます。

最下段の表、款項目ともに予備費、予算額51万2,000円でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第72号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第72号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第14、議第73号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の87ページをお願いいたします。

議第73号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,400万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、89ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも、補正前の額9億4,400万円にそれぞれ2,000万円を追加し、9億6,400万円とするものでございます。

裏面の90ページ、第2表 地方債補正でございます。

公共下水道整備事業として、管渠、下水道管等の整備に当たり起債の限度額を500万円増額し2億9,800万円とするもので、その他の項目に変更はございません。

続きまして、91ページをお願いします。

2の歳入でございます。

歳入については特定財源でございますので、歳出で御説明申し上げます。

下段の3. 歳出でございます。

款項とも公共下水道費、目、公共下水道建設費、補正額2,000万円。財源内訳、特定財源の地方債500万円は公共下水道債。その他、負担金の1,500万円は下水道事業受益者負担金で、下水道加入者の増加による歳入補正分を財源に充てます。

節区分、工事請負費2,000万円は、管渠整備単独事業として、町内一円において一般戸建て住宅、民間事業者による宅地開発、分譲が活発化しており、下水道管の敷設工事費及び公共ます設置工事費が今後不足する見込みであり、住民等の要望に適時に応えるため補正をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第73号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第73号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第15、議第74号 町道路線の廃止について、日程第16、議第75号 町道路線の認定についての2議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第15、議第74号と日程第16、議第75号を一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の93ページをお願いいたします。

議第74号並びに議第75号の2議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、議第74号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、95ページをお願いいたします。

廃止路線は、整理番号1、中須地内裏並5号線の72.1メートル及び整理番号2、中地内大平六反2号線の781.8メートルは、それぞれ個人、企業から町道の払下げの申出がありましたので、それに伴う廃止でございます。

96ページ、97ページはただいま申し上げました廃止路線網図で、廃止路線を青い線で示しております。

続きまして、議案書の99ページをお願いいたします。

議第75号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、101ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1、西結地内板屋島15号線、25.8メートルは、道路台帳点検に伴う認定。整理番号2から、森部地内新犀川1号線、120.5メートルほか3路線は、新犀川右岸堤外地における国の河川占用許可を受けている区間の認定。整理番号6と7、中須地内裏並10号線、37.9メートルほか1路線につきましては、議第74号で廃止した残りの路線について認定をお願いするものでございます。

102ページから106ページはただいま申し上げました新規路線網図で、新規路線を赤い線で示しております。

以上、2議案につきまして御審議いただきますようよろしく願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第74号、議第75号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第74号、議第75号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで決定いたしました。

---

議長 日程第17、議第76号 安八町第六次総合計画の基本構想及び基本計画の策定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町長 それでは、議案書の107ページをお願いいたします。

議第76号につきまして御説明申し上げます。

議第76号 安八町第六次総合計画の基本構想及び基本計画の策定について。安八町自治基本条例（平成27年安八町条例第1号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年12月5日提出 安八郡安八町長。

提案説明をさせていただきます。

本町では、平成27年から令和5年度までを目標年度とした第五次総合計画に基づき、まちづくりに取り組んでまいりました。

その間、社会情勢は人口減少の加速化、災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化など、未来を担う子供たちの心身の成長、さらには行政運営にも様々な制約や変化が求められてきました。

しかしながら、社会の在り方や価値観が大きく変容する状況にあっても、しっかりと地に足をつけ、これまで取り組んできたまちづくりを基本とした社会背景に沿った新しい取組や政策を推進していくことで、さらなるまちの発展や活性化につながっていくと考えております。

このようなことを踏まえ「笑顔と活力が循環し光り輝くまち」をまちづくりの将来像とした第六次総合計画（案）を策定いたしました。

議員各位には事前に計画案を配付し、目を通していただいていると思いますので、ここで内容説明等は省略させていただきますが、各分野におきまし

て目指すべき目標を掲げており、そこに向かってしっかりとまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、計画案につきまして議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第76号は原案どおり可決しました。

お諮りします。

各委員会の審査のため、12月6日から12月14日までの9日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月14日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午前11時52分)



上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月5日

議 長            大 平 文 雄

議 員            西 松 幸 子

議 員            傍 嶋 邦 博



令和5年12月15日（第2日）

議 事 日 程 (令和5年12月15日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第62号 安八町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第67号 安八町企業版ふるさと納税基金条例制定について
- 日程第11 議第68号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第69号 安八町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 日程第13 議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第14 議第71号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第72号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第16 議第73号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第74号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議第75号 町道路線の認定について
- 日程第19 議第77号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について  
(追加議事日程)
- 日程第1 議第78号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂 悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡田立	副町長	岡田武史
教育長	青山桂子	調整監	水谷秀平
会計管理者	吉村等	総務課長	山田靖
企画調整課長兼 産業振興課長	大平共美	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	学校教育課長兼 生涯学習課長	小林洋臣
税務課長	堀康信	住民環境課長	梅村明広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	宇佐見かおる
書記	土岐寿徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和5年第4回安八町議会定例会2日目を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回安八町議会定例会2日目を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 坂悟君、6番 渡邊裕光君に指名させていただきます。

---

議長 それでは早速、日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までとしますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、9番 岩田讓治君。

9番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは2つ質問させていただきます。

まず最初に、どうする町長、新年度予算と題しまして質問をさせていただきます。

岡田町政が誕生して初めての予算編成と、真っ最中だというふうに思います。同時に第六次総合計画も最終工程に入っていると思います。この計画に添った予算編成になると思いますが、その初年度となる大切な年でございます。

町長は新年度予算をどのようにお考えで、その方向性は、またどんな事業を具体的に推し進められているのか、お聞かせください。

2つ目は、教育のあるべき姿の模索と題しまして、教育長さんにお尋ねをいたします。

少子高齢化の進む中、当町の教育行政は今後どうあるべきなのか。中でも、

牧小学校は全校生徒74人、今後牧小学校へ入学すると思われる子供も減少いたします。複式学級の要件である2学年合わせて9人以下になるのは、現状では令和11年以降になると思われます。今からその方向性を考えなければなりません。地域の人たちにとって、学校は大切な思い出やコミュニティーの場、十分時間をかけて理解してもらう必要があると思います。

一方、牧小に関する費用は、教員の人件費を別といたしまして、当町の負担する1年間の経費は、令和4年度決算によりますと約2,400万円ほど。教育とお金とは別の問題だという御意見もあろうと思いますが、切磋琢磨して成長する子供は生きる力を育み、強く成長いたします。

広く町は、子供の学びにとってどんな環境がふさわしいのかを考えなければなりません。例えば、小中一貫校やこども園を含めた総合教育学園構想など、総合教育会議等を通じて進めなければならない大きな課題だと思います。

この点について教育長さんからお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長 町長 岡田立君。

町長 皆様、おはようございます。

それでは早速でございます、岩田譲治議員の質問、新年度予算への考え方についてお答えをさせていただきます。

令和6年度の予算に関しましては、私が就任して初めての予算編成であり、また第六次総合計画の初年度にも当たります。ただいまは予算編成の過程で、第六次総合計画の実施計画との調整を図っているところであります。財源の関係上、制約を受けるところもあろうかと思いますが、子育て支援、移住・定住、公共交通、防災対策など、まちづくりに関する事業については、今後の展開に向け検討、計画、調整を進めていかなければならないと考えます。

そんな中、スマートインターチェンジ周辺の工業団地の動向が今後のまちづくりの大きなキーになると考え、令和6年度においては予算上表明化しないところもあろうかと思いますが、造成工事やインフラ整備、企業誘致に全力で取り組み、雇用の場や安定した財源確保につなげ、光輝く町に向けての足がかりにしたいと考えております。

また、第六次総合計画に向けて役場庁舎内の組織の再編を計画しております。中でも、国においてこども家庭庁が設置され子供政策に関する総合調整

権限が一本化されました。我が町におきましても国に歩調を合わせるべく、子供に関する業務を一体化かつ効率的に進めるため、こども家庭課の新設をさせていただき、子育て支援に尽力していきたいと考えています。

そういった考えの下、新規事業といたしましては、ゼロ歳児への紙おむつの無料化、段階的な給食費の無償化、中学進学時のヘルメットの支給、そして通学路における防犯カメラの設置などを考えております。

そのほかには、移住・定住施策の拡充、公園整備など子育て環境の向上、防犯カメラ設置補助金の創設など、安心・安全の確保などを柱に取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、限られた財源の有効活用を主眼としつつ、アフターコロナの時節をいかに活力あるものにできるかという大変重要な予算編成となると考えております。

新しい流れの下、職員が一丸となり、将来の安八町の輝かしい姿を思い描き、知恵を出し合いながら萎縮することなく斬新なアイデア、発想力を結集した予算にしたいと考えております。どうか御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、岩田讓治議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 教育長 青山桂子さん。

教育長 岩田讓治議員の御質問、教育のあるべき姿の模索をについてお答えします。

今年、学制がしかれ、町内に小学校が設置されてから150年を経ました。それをお祝いして、去る11月30日に町内3小学校合同の150周年合同式典を実施しました。その式典では、各校の歴史や自慢を代表児童が堂々と発表しました。学校は地域と共にある学校として、学校教育のみならず地域の避難所となるなど、地域コミュニティとしての機能を果たしています。

さて、今後の児童数の推移の見込みについては岩田議員から提出のありました資料のとおりであり、現在生まれている出生数で行けば、牧小学校においては児童数は微減するものの単学級での学びが成立します。しかし、この児童数が急激に減少していきますと複式学級となり、学びのデメリットが大きくなってきます。また、児童数の減少は牧小学校に限ったことではなく町全体の課題であるとも言えます。

そこで町としても、小学校の統合を含めどのような教育の在り方がよいの



かを議論する時期に差しかかっていると考えます。今年の10月には、教育委員会視察としてこども園から中学校までを1つの学園として新たなスタートを切った本巣郡北方町立北学園を訪問しました。また、今月18日に実施する総合教育会議では、次年度から海津町の小学校を統合する海津市の教育総務課長を招いて統合までの歩みや課題などの話を聞かせていただくなど、学校の在り方についてまずは教育委員の方の御意見をいただこうと計画しております。

今後なるべく早く学校の在り方検討委員会を立ち上げ、児童・生徒、保護者をはじめ広く町民の皆様の意見を収集して、今後の学校の在り方を検討していきたいと考えております。

以上、岩田讓治議員への回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

9番 ありがとうございます。

町長さんにおかれましては、大変具体的なお話を賜りまして、そういう方向で子供たちのために、またスマートインターチェンジ付近の開発をということで大きな柱が来年度また新しく進めていただくということで、大変御苦労をおかけすると思いますがどうかよろしく願いいたします。

教育長さんにおかれましては、話はちょっとずれますけれども、実は昨日ハートピア安八に行って、ある投書を読みました。この投書は何が書いてあるかと言いますと、牧小学校の子供さんを持たれる親御さんが書かれた投書でございました。牧小学校は保育園がなくなって、みんな今中央保育園のほうへ行っているわけですね。中央保育園が終わると、今度また牧小学校に戻らないかんわけですね。そして今度また中学校へ行くと登龍中学校へ行かないかんわけですね。こっちで友達できてもまた離されて、またこっちで一緒と、こういうことは子供がかわいそうだということが書いてあったんですね。

何が私言いたいかというと、やはり、見る人が見るといろんな見方で捉えることができるんです。私も大人が、また議員が捉えるのは何とか経費を抑えたいとかそういうことが中心になってしまって、保護者とか、あるいは子供の目線が抜けておる部分が多いんです。

ですから、そういう目線はしっかりと持っていただいて、子供のために、

あるいは保護者の方のためにということも含めてこの議論を進めていただきたい。

今、教育長さんは、今後有識者の方を入れて大方の意見を聞きたいというふうにおっしゃっていただきました。そういう中の一部にそういう方、今言いました保護者の方あるいは子供の意見も入れて、全体を網羅するような学校といたしますか、そういうものを目指していただきたい、そんなふうに思います。

特に町民目線、私よく言うんですけど町民目線とかいう言葉で語られてしまえば終わっちゃうかもしれないけれども、できるだけ多くの方、そしてそれも早くやってほしいということなんですね。

その投書の中には、とにかく早く名森と牧と合併してほしいというところまで書いてありました。多分昨日のことですから今日まだ貼ってあると思います。見ていただければよろしいかと思えますけれども、何とかそこら辺を酌んでいただきまして、これからの運営大変厳しい状況であると思えますけれども、早い時期に実現できるようによろしく願いをいたしまして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。終わります。

議 長 回答ありませんか。

9 番 ありません。

議 長 3番 西松幸子さん。

3 番 通告に従いまして、私のほうからは2点質問させていただきます。

まず初めに、アンヒルパークの公園整備について。

安八町の文化施設ハートピア安八が、今年開館20周年を迎えました。町内外の天文愛好家たちからも親しまれています。岐阜市から通ってくる小学生もいます。町に天文台があるなんて素晴らしいですね。図書館にも町外から訪れる方が大勢いらっしゃいます。また、総合体育館にもあらゆるスポーツ大会で県内外から多くの親子が訪れています。その隣にある公園にも立ち寄られることでしょう。

その公園の現在の状況はと言いますと、ひどいことになっています。写真を見てください。子供も家族も集える公園ではありません。砂場は草に覆われています。公園全体が荒れ放題となっています。学童が遊べる遊具はありません。30年経過しています。今こそ改造して、町の宝である子供たちが歓

声を上げて遊べる公園へと整備する必要があると提案します。公園は災害時の避難場所にもなっていますので、早急に対応する必要があると考えます。

4年前の6月議会で同じ質問をしましたが、何ら変わっておりません。安八町にはほかの町にはない自慢できる施設があります。スマートインターができて、どんどん子育て世帯を呼び込むチャンスでもあります。光輝く安八町にするために町長の見解をお聞かせください。

2点目に、補聴器購入に助成制度を。

人生100年時代という言葉が最近よく耳にするようになりました。食生活に気をつけて適度な運動を心がけ、好きな趣味を楽しみながら高齢期を元気に過ごすことができますが、しかし年を取れば耳も衰えるのは当然で、難聴が進んだ方が様々な集まりや家族の中でさえ孤立しがちな状況を目の当たりにすることがあり、心が痛みます。高齢期を自分らしく生き、健康寿命を延伸するためにも、聞こえの支援が大切であると考えます。国際的な医学会では、難聴の放置は認知症の誘因となる、早期の補聴器利用は認知症の予防となると認められています。

8月18日、安八の地域包括ケアを考える会がありました。データで見る安八町の健康づくりと題してお話を聞きました。そこで驚きましたのは、75市町村の中で町の認知機能は53位でした。低いです。こうしたことから、高齢者の健康診査に聴力検査を位置づけていくことを提案したいと思います。

それと同時に、加齢性難聴が鬱病や認知症にも関わってくるということも踏まえて、利用しやすい補聴器購入助成制度をぜひ導入していただきたいです。よろしく願いいたします。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、西松幸子議員の御質問に回答させていただきます。

私の選挙公約の一つとして、子育て世代のニーズに応える環境づくりの推進を図るため、多目的公園の整備というものがございます。また、住民の生命と財産を守り、安心・安全なまちづくりの実現という公約も掲げさせていただいております。段階を踏みながら実現していくという強い気持ちを持ち、就任以来町政を担わせていただいているところでございます。

御質問にありますアンヒルパークは平成7年4月に開園し、子供たちの遊び場や住民の憩いの場となりました。平成9年から現在に至るまでアンヒル

パークボランティアの方々による公園内の花壇の管理や清掃活動、環境美化活動もしていただきながら管理をしてまいりました。

しかしながら、昨今は経年劣化により遊具などが破損し、各議員から指摘などもいただき、毎年修理しているのが現状でございます。

この公園には野球場、サッカー場、総合体育館などが隣接しており、これら施設を一体的に生涯スポーツの拠点、総合運動公園として町民の健康増進施設として皆様に活用していただいておりますが、一方、安八町の地域防災計画におきましては、災害が発生した場合、総合体育館は指定避難所と位置づけられ、加えて応急輸送物資の中継拠点として一時集積配分拠点施設として位置づけられております。

そのようなことから、議員御提案のアンヒルパークの公園整備につきましては、単体での整備・改修として捉えるのではなく、今後は総合運動公園周辺一帯を、日本各地で頻発しているような大規模地震への対応や南海トラフ地震の発生の切迫性が高まっている中で防災拠点の役割も果たす防災公園として再整備、そして総合体育館につきましても大規模改修の検討など、来年度以降早い時期に整備計画、事業認可に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この件につきましては大変大きな費用が必要となります。国からの財政支援、補助金を確保する必要があると考えます。先月末には安井県議会議員をはじめ大平議長、ほかの関係者と一緒に地元選出の国会議員に第1弾となる要望活動も終えたところでございます。今後も議員各位の御協力、御支援を賜り進めていきたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

以上、西松幸子議員への御質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、西松幸子議員の2点目の質問、補聴器購入に助成制度をについてお答えをさせていただきます。

最初に、議員の言われるデータで見る安八町の健康づくりの中で、安八町の認知機能が75市町村中53位で低いとの指摘についてでございますが、これはある研究機関が実施した主観的なニーズ調査であって、これに参加した市町村のみの結果であり、全国的な結果のものではございません。全国統一的

なデータといたしましては、国保連合会が構築したシステム、国保データベースシステム、通称KDBとありますが、これがございます。これによりますと、当町は全国平均と同レベルで、しかも県平均よりもよいという結果が出ております。

次に、議員の提案する高齢者の健診に聴力検査を位置づけることについてでございますが、岐阜県内で高齢者の聴力検査を実施している市町村はなく、今のところ当町においても導入する考えはございません。町の健診に聴力検査を加えるよりも、まず医療機関へ受診したほうが現実的でございます。高齢の方の耳の聞こえにくさは、加齢による難聴なのか、それともほかの原因による難聴なのか、その診断を行い、その症状に合わせた治療が優先されることが大事だと考えております。

次に、補聴器の購入助成の導入についてでございます。

年齢を重ねるとともに耳が聞こえにくくなるものを加齢性難聴または老人性難聴といい、高齢の方で難聴と言えれば約80%がこの難聴と言われております。聴力障害の程度が重く、社会生活に困難のある方に向けましては、身体障害者手帳によります補装具の給付制度がございます。これは医療機関を受診し、行政の窓口での手続を経て、いわゆる福祉用の補聴器の購入助成が受けられるものでございます。

一方、身体障害者手帳の交付を受けるまでの症状に達しない方については、助成を受けることができません。耳の聞こえが悪くなれば生活に様々な影響が出てまいります。そのままにしておくと孤立・孤独感を覚え、いずれ外出も少なくなり、ひきこもり状態に陥り、ひいては認知症を発症し進行するおそれもございます。

近年は高齢者の補聴器購入に対する助成を行う市町村も増えつつあり、かねてから当町においても町民の要望もありましたことから、当町では既に来年度の当初予算に必要な経費を計上する予定をしていたところでございます。

このように、難聴の方が補聴器でその聴力を補いながら少しでも進行を抑え、安八町内で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の2点目の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議 長 西松幸子さん。

3 番 ありがとうございます。

補聴器購入に関しましては来年度予算に助成制度をつけていただきましてありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

やはり耳の聞こえは深刻な問題でありますので、さっき課長もおっしゃいましたように、閉じ籠もったり孤立してしまうと、これから高齢者もますます多くなりますので、いい結果が出ましてほっとしております。よろしくお願ひ申し上げます。

また、アンヒルパークの町長の答弁で、これから総合運動公園、野球場、いろいろ広い施設でお考えになっていらっしゃると思いますので、これから何年後になるかはまだ分かりませんが、その間、これからも適正な管理をしていかなければなりません。

そのためには、昨年町が行った意識調査では社会活動への参加意欲をお持ちの方が多かったことが分かりました。また、10月27日は元気サポーターの皆さんで北部公園の清掃も行われました。これからは、町の管理とそういったボランティアの方たちと皆さんで清潔な公園の維持をしていくことこそが、これからの課題ではないかと思ひます。これから何年後になるか分からないのでその間の維持を、今までのままではその写真のような現状でありますので、ずっと変わっておりませんので、これからは皆さんがふっと立ち寄れる清潔な公園にしていかなければなりません。

私は社会参加への意欲をお持ちの方と、元気サポーター、そういった方たちと協働して、これからの、今のアンヒルパークの公園ですね。清潔な公園、皆さんが立ち寄れる公園にしていかなければならないということをお願ひしたいと思ひますが、町長のお考えをお聞かせください。再質問です。

議 長 町長 岡田立君。

町 長 それでは、西松議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

管理についてということですが、ただいまアンヒルパークボランティア等による管理をしていただいておりますが、やはり最近の気候変動等々で草の伸びるのも大変早く、町としてもちょっと頭を悩ませているところですが、また、あそこの施設に関しましては山がありまして、そ

の斜面の管理というものに大変苦勞をしておるところでございます。

しかしながら、町としてもほかっておくわけにはいかないということで、現在草刈り機、電動というか乗って、乗用の草刈り機などを購入してできる限り清潔に、管理に努めていくということを考えておるところでございます。

先ほどから何年先になるかとおっしゃられておりますが、できる限り早いうち、もう来年度中には計画のほうに取り組んでいって、あとは予算をつけて事業が認可をされるように努力は一生懸命していく覚悟でございますので、そこら辺御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 ありがとうございます。

なるべく早くという町長のお言葉を聞いて安心いたしました。早く子供たちに遊具で遊べる環境を与えていただきたいと思います。

そして、今の清掃の件ですけれども、町の管理だけでは今までやはりああいう状態になっていましたので、ボランティア、社会協働で参加したい方が去年の安八町の意識調査でも分かっておりますので、ボランティアの方たち皆さんでこれからはアンヒルパークきれいにしていくことを町長にもお願いしたいと思います。皆さんがきれいな公園になったなあと言っていたくように、皆さんできれいなアンヒルパークにしていきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。これで終わります。

議長 6番 渡邊裕光議員。

6番 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私からは地域の防火についてを行います。

冬季に入り火を使うことが多くなり、火災が増える時期になってきました。火災には初期消火が重要視されています。

そこで私からの質問でございます。

1点目、各地区にある消火栓やホース格納箱はどういう基準で設置されているのでしょうか。

2点目でございます。消火栓のカバーやホース、格納箱の損傷がひどい箇所が見受けられます。またホース箱の筒先やホースの古いものも見られます。

点検、整備、修理はどうされていますでしょうか。

3点目、平日昼間の火災対策として消防OBまたはOGの力を借りるような組織づくりはできませんでしょうか。

4点目でございます。消火栓やホース格納箱が記入してある水利マップを作り、各地区に配付してはどうでしょうか。

以上4点を質問させていただきます。担当者の方、よろしくお願いいたします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問に回答させていただきます。

まず1点目につきましては、主に地域住民の方が使用する初期消火用として設置してあります地上式消火栓につきましては、地区からの要望があった場合に、区長さんと設置要望箇所等を相談、確認しながら設置しております。

なお、設置基準につきましては、他の消防水利の設置状況等を考慮しながら、おおむね半径60メートルに1か所を目安とし、地面の高さから1.5メートル以下に設置してあります。

なお、ホースの格納箱については、消火栓の設置場所からおおむね歩行距離で5メートル以内を目安として設置しております。

2点目につきましては、地区の役員さんをはじめ地域の消防団員や女性防火クラブ員の方によって実施していただいております。点検に基づく結果の報告または住民の皆さんからの情報提供によりまして、整備、修理等随時対応しております。

なお、消防ホースについては、地区から3分の1の負担をいただいております。

3点目については、現在特に平日昼間の火災対応体制の強化に努めるため、機能別消防隊として平成29年度から役場職員で構成・組織する役場消防隊による体制で対応し、地域の安全・安心を維持しております。また、火災現場にすぐに駆けつけるなど、初期対応において一定の成果が出ているのではないかと思います。

いずれにいたしましても、社会情勢の変化などによっては、議員御提案の仕組みの必要性とともに今後町全体の消防体制の見直しを検討していかねばならないと考えております。



4点目につきましては、地域における防火対策の充実を図るために、今後各地区の区長さんと相談しながら町としても検討していきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

6番 大変分かりやすい説明ありがとうございました。

今お話を聞きまして、行政側から区長さん、また各地区の委員という、そんなようなイメージというふうに分かりました。

今もう安八町のほうも大変家が立ち並んできまして、そういうことも含めて、また多分区長さんなどは知っておみえだと思いましたが、やっぱり今半径60メートル以内、これは多分ホース1本が20メートル、箱の中に大体3本入っていましたので多分それが基準になっているのかなというふうに思いました。私も城、氷取の地区をちょっと歩いて回りましたが、40か所ぐらいに設置してありました。

ただ、先ほども言いましたように、ホース箱であるんであれば赤いのが当然。さびていけば、茶色い色で目立たなくなっています。あと、消火栓もそのとおりで赤くないやつが多々ありました。

その辺のところも含めて行政側と区長さんにもお話をに入れていただきまして、そういう古いものがあつたらという、いろんな行政側からのちょっと御指導していただけるとありがたいなというふうに思っております。

これは再質問ではございません。お願いとしてお聞きとどめしていただければありがたいと思います。

以上、私から終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 7番 石原英一君。

7番 ただいま議長から発言のお許しが出ましたので、僕のほうからは、環境対策に対する今後の町の方向性はということで御質問をさせていただきます。

第六次総合計画の策定に当たって行われた町民アンケートを拝見すると、安八町に対する現状の満足度、上位から上下水道、保健・医療体制、ごみ処理対策の順で高く、今後の重要度というところのアンケートになるとごみ処理対策が最も高いんですね。ここからも町民のごみ処理対策に対する意識

が高いことがうかがえます。それで、町の将来ビジョンでも環境対策の充実として様々な施策が上げられて期待しております。

一方で、このごみ処理に対する意識が高い傾向にあるにもかかわらず、プラごみがまだどろどろのまま洗って出していないとか、あと生ごみ、大体生ごみって70%から80%が水なんですけど、それを絞っていただければ少しは減量になるんですけど、そういったものは絞って出すなどといったものが、広報や研修などで呼びかけてもなかなか浸透していかないという現実もあります。

こちらのほうというのは町のごみ処理費用にもつながる大切なことでもあるので、まだまだ時間はかかると思いますが、引き続き様々な手段での広報活動をお願いします。

また、現在小学校4年生でごみ学習、プラごみを学ぶ、ごみゼロチャレンジプログラムなどいろんな取組をされているんですが、こちら、もっと幅広い世代で幅広い視点で学んでいただくというのはいかがでしょうか。

例えば、生涯学習プログラムの中に、星ですとハートピア安八の船越さんが光の害、光害に対する学習というのを、ものすごくすばらしい講演やられます。染色の部分でいいますと、例えば大垣に住んでいらっしゃる国内外で活躍されている所さんのように水の環境面からお話をする事ができますし、車でいうと、例えば今海津市が家庭から出ている廃油を集めて、いろんなスポットを出してそれを燃料化して実際もう今車で走らせているなどといった様々な側面から学ぶことが、この近くで学ぶことができることがいっぱいあるので、それを環境学習の中で取り入れていく。

そして、また今年日本でワールドカップ行われたスポGOMIのように、今年は岐阜県内は岐阜高校の方が3組でやられてすごく話題になっていましたけれども、そういった形で安八町もごみ拾いをスポーツとして例えば推奨する、町として大会出場選手をサポートするなどといった環境対策の充実に新しいアプローチを試してはいかがでしょうかというものが1つ目です。

それと環境対策に対してもう一つというのが、ゼロカーボンシティ宣言をした安八町として、町民に先駆けて役場内で段階的にペーパーレス化に向けて、準備として動き始めてはいかがでしょうかというものです。

これ、環境面はもちろんなんですけど、高コストの今使用されているこの紙

というのは高コストの再生紙の費用を削減することができますし、あと会議書類の印刷、あと製本、あと特に差し替えとかですよね。これ、ちょっと間違えともうみんな全部入れ替えなきゃいけないんですけど、ペーパーレスにすればその部分のデータだけでいいということですよ。これ、長野県のほうが結構ペーパーレス化やっぺらっぺらしてるんですけど、自治体によると6分の1という作業量の数字も出ているぐらいです。環境とか働き方改革など幾つか同時に取り組むことができると思います。

もちろん、まだまだ町民に向けての紙は必要だと思います。だけど、ちょうど役場の中だと、例えば町長はじめもう皆さんペーパーレスに対応できる能力があると思っています。なので、世の中を見ると、やっぱり民間のほうでいうともうこのコロナ禍で一気にオンライン会議が進んでいて、もうどんどんペーパーレス化がもう一気に加速しているんですよ。先日会ったIBMの方と話ししていたら、IBMの方、職業柄もあると思うんですけど、言っていたのが、今年入ってプリントアウトしたのは3回だけとおっしゃったんです。しかも1回2枚、つまり6枚だけだという。だから世の中そういうふうになってきていますし、国のほうもデジタル庁含めて今ペーパーレス化をどんどん推進していっているんで、やはりこちらのほう、もう安八町もそれに向けてどんどん準備を進めていってはいかがでしょうかという質問です。

今後の環境対策の充実に対する町長の見解を求めます。お願いいたします。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、石原議員の御質問、環境対策に対する今後の町の方向性についてお答えをさせていただきます。

ごみ処理対策といたしましては、令和4年4月よりプラスチックボトルだけではなくプラスチック製容器、包装類の分別回収を新たに開始いたしました。令和4年度のその他プラスチック類の処理量は前年度対比で3.6倍となり、多くの町民の皆様に御協力をいただいているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、プラスチック製のごみにも洗わずに出されたり、リサイクルできないものが交ざっていたり、リサイクル処理に支障を来す場合が見受けられます。そのため、町広報紙への掲載、そしてごみ収集計画を年度当初に全戸に配付してごみ処理について啓発を実施していますが、その効果が十分に発揮されているとは言い難い状況でもございま

す。

このため、町民の方が直接目にする機会が多いと考えられるごみ集積場に新たに啓発看板設置を計画しているところがございます。今後も様々な場面でいろいろな方法を活用し、引き続き啓発してまいります。

さて、議員提案の環境学習については、生涯学習出前講座でごみ処理の項目がございますが、近年の開催状況はない状況でございます。環境に興味を持っていただくことは大変重要なことでありますので、学びの提供方法について今後検討してまいりたいと思っています。

また、スポGOMIについては、社会奉仕活動として行われているごみ拾い活動にスポーツ的な要素を取り入れることにより、健康増進としてごみ拾い活動への参加を促すことができ、環境問題を他人事ではなく自分事として捉えることにもつながるものであると思います。さらに、子供たちが参加することで環境意識の高い子供に育てることにもつながると考えています。

今年、東安中学校で歴史の道を清掃するという活動が行われました。今後も新たな取組として、いろんなアイデアを取り入れたクリーン活動を学習の一環として導入を検討させていただきたいというふうにも思っております。

次に、議員提案の役場内のペーパーレス化については、役場内部の一部会議の際にタブレット端末を活用して実施を始めたところでございます。今後、会議資料の両面印刷、プロジェクター等を活用することによる資料の削減など、今すぐ実践できる環境保全対策から進めてまいりたいと考えております。

町内の企業の中には先進的に環境対策に取り組んでいる企業も多くあります。そういった企業とも連携を図り、官民一体となり、未来の子供たちに住みやすい環境を残していけるよう努めてまいります。

以上、石原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原英一君。

7番 答弁ありがとうございました。

環境対策の充実というのは、やっぱり様々な町の可能性も膨らんでまいります。

鹿児島県の大隅半島のところに大崎町というところあるんですけど、ここ20年以上、25年ぐらい前からもうずっとリサイクルですごく有名な町なんで

すけど、ここが今やっているのは、さっき岩田議員のときの答弁であった紙おみつのことを今再生をすごくやっていらっしやって、環境省とユニチャームというおむつの会社、そこと今おむつのリサイクルをやり始めているんですよね。

御存じのように、おむつというのはもう今どんどん増えています。我が家は今要介護4の母がいるので、もうとにかくごみが一番多いのがおむつです。一般廃棄物の中にも、5%がおむつと言われていますが、これ30年には7%まで増えるということで、この後超高齢化になっていったらもうどんどん増えていくんですよね。そういったときに大崎町のように今いろいろやっていることというのが、やっぱどんどんどんどん、今もう大崎システムというので世界にまで出ていっているんですよね。もちろん環境対策にこれをやっていくと、それを応援しようというところがどんどん出てくる。ちなみにあの町ってうちよりも2,000人ぐらい少ない1万二千ちょっとの町なんですけど、今ふるさと寄附金額40億なんですよね。焼酎があるというのはあるんですけど、焼酎って別にそんな伊佐美とか魔王とか有名な銘柄じゃないのに、それだけやっぱりいろんな可能性を環境対策やっていくと、またいろんな官民が応援したりとかという形が出てくるので、ぜひとも今後は環境体制の充実を期待しております。答弁は要りません。ありがとうございます。

議長 4番 傍嶋邦博君。

4番 議長のお許しをいただきましたので、私からは安八町の財政運営と町道整備について質問させていただきます。

資料がありますので、資料1を御覧いただきながらお聞きください。

令和元年度の安八町の将来負担比率は104.3%で、岐阜県で最下位でした。令和4年度は65.9%で、長年続いた岐阜県下最下位をついに脱却することができました。また、3年という短い期間で38.4%も改善できたことはとても素晴らしいことだと思います。経常収支比率は85.4%と少し高めではありますが、過去4年の動きを加味しますと許容範囲内、一般会計における地方債現在高は、令和元年度の62億9,023万1,000円を令和4年度には58億9,559万4,000円まで3年間で約4億円も減らすことができましたが、実質公債費比率が13.3%と少し高めに推移しており、こちらは県内では2番目の高さで今後も改善が必要だと思われま

続きまして、財政調整基金についてですが、平成29年度には1億2,538万円しかありませんでしたが、令和4年度末現在6億7,221万3,000円となっており、まだまだ改善も必要ですが、令和4年度は数字上としてはなかなかよい財政運営であったと私は思います。

このような財政運営ができたのは、コロナに関する国や県からの補助金のおかげもありますが、職員皆様の御努力も大変大きいものだと思っております。本当にありがとうございます。

このようにある程度うまく財政運営ができているときこそ、住民サービスやインフラ整備を整えていくべきであると私は考えるのですが、いかがでしょうか。

特に、町道は町の顔といっても過言ではありません。常に整備されていることが望ましいと考えます。3年前の2020年に町道整備について堀前町長と岡田副町長に対談していただいた経緯もございますので、財政運営と町道整備について3点、岡田副町長にお聞きいたします。

1点目は、令和4年度の財政運営について、副町長としての総評と今後の課題と取組方をお答えください。

2点目以降の質問につきましては、資料2を御覧いただきながらお聞きください。

2点目は、資料2の写真1や2のように、今現在の町道では白線が消えている箇所や消えかかっている箇所が多数見受けられますが、副町長の見解と今後の計画を教えてください。

3点目は、町道でありながら使用すらできない状況の道が存在しております。資料2の3、4を例に挙げますと、ここには写真3から写真4に通じる9尺道と呼ばれる幅3メートルほどの道が本当なら存在するはずですが、現状は車どころか人一人普通に通ることすらできません。近隣の住民や地元業者の方からは道として利用したいとの意見も聞いております。このような状況について、副町長の見解と今後の計画を教えてください。よろしく願いいたします。

議 長 副町長 岡田武史君。

副町長 傍嶋邦博議員の御質問、安八町の財政運営と町道整備についてお答えをさせていただきます。

1点目の令和4年度の財政運営に関して総評と今後の課題、取組方についてでございます。私の考えを述べさせていただきます。

私どもは、行政を運営するに際しましては、財政の健全化とまちづくりの両立を基本的な考えとしております。これを両立させることは難しいところでございますが、少しずつでも着実に計画的に進めてまいりたいと。そうすることが、ひいては安八の発展、活気につながるものと確信をしております。

令和4年度の財政運営に関しましては、税収の低迷もございませぬが、経常的経費、特に施設の維持管理費の高騰や義務的経費の高止まりが財政運営の柔軟性に大きな支障であったと受け止めております。

財源が経常的経費、義務的経費に占められ、道路改良や施設整備など工事関係事業への配分が行き届かず、事業を進めるにはこれまで以上に基金や借入れなどに頼らざるを得ない状況となっております。

財政運営の課題としましては、かねてより経常的経費、義務的経費の削減、また税収などの歳入を増加させることにより、財政の健全化を図りつつ、少しでも多くの財源を各事業へ配分するところにあると思っております。

税収の増加などは企業誘致などによるところが大きくなりますが、速攻で効果が生み出せるものではございませぬ。全職員が一体となり、企業誘致に並行し歳出削減を目指し、事務事業の見直し、効果的な組織体制や施設の在り方など行財政改革に引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の道路白線の現状に対する見解と今後の計画についてでございます。

町道の白線の劣化が進行しているところも随所に見られまして、歩行者の安全確保と車両交通の安全性を向上させるためにも喫緊の課題であると認識をしております。

現状は、町内主要路線については大規模な舗装補修時に併せて区画線を引き直しをしております。昨年度は通学路と交差点部を中心に引き直しをしており、本年度は交通量の多いところと通学路が近接するところにおいて、限定されたエリアではございませぬが、交通安全対策と併せて引き直しを計画しているところもございませぬ。ただいま来年度予算の編成を進めておりますが、担当課との調整を図り、早期に引き直しができるよう計画的に取り組んでまいります。

3点目の町道管理の状況についてでございます。

道路整備が行き届いていないところがあることも十分承知をしているところでございます。しかし、現状では幹線道路から生活道路まで全ての道路を早期に整備・改良することが難しい状況でございます。

そのような中、現在これまでに地区から要望をいただいているところも含め、町内全域の道路整備が必要と思われる箇所を整理させていただいているところでございます。少しでも整備が効果的・効率的に進められるよう、利便性や緊急度、必要性なども考慮し、整備箇所を検討していきたいと考えております。どうか御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございます。

私は、昨年度の財政運営が悪くないと言ったのは、あくまでも数字上のお話です。財政運営はやらなければならないことを実行した上で、初めて本当の運営であると言えるのではないのでしょうか。地方債現在高を3年間で約4億円減らせたことや将来負担比率が3年間で38.4%も改善できたこと、こういったことは財政が非常に悪かった安八町にとっては必要かつ重要なことだとは思っております。

しかし、2年前にも一般質問でお話しさせていただきましたが、財政運営はバランスが一番重要で、貯金を増やしたり負債を減らしたりすることは使わずに貯金や負債に充てれば容易なことです。お金はためることよりも使い方にセンスが必要なんです。

今の安八町は数字上は大変上昇傾向にあります。やらなければいけないことというのがちゃんとやっていると本当に言えるのでしょうか。聞くまでもなく、資料2の写真が答えになっているのかなあと思っております。

今後早期に取り組んでいただけると、白線のほうはですね。また、町道として使えないようなところも今後検討していくというようなお話でしたが、3年前の2020年に前町長と岡田副町長に町道についてお話しさせていただいたことを副町長は覚えてみえるのでしょうか。例えば、登記簿上ふたばこども園のど真ん中に町道が存在したままになっていたり、写真3から4のような



未整備のところ安八町には幾つもあるんじゃないんですか、これ。年に少しずつでもいいので、未整備になっているところを直していただくように私お願いしたと思うんです。

ちょっと岡田副町長に2点お聞きしたいんですが、まず1点目、この3年間で未整備、整備されていない町道として使えないようなところですね。そういったところを3年間の間に幾つ整備していただけたでしょうか。思い出せる範囲内でいいです。

あと2点目ですけど、先ほど義務のお話をしてみえましたが、町道を整備する、町道を整備する責任の所在というのは町にあると私は思うんですけど、町道を整備するのは町の義務でしょうか。義務かそうでないか、お答えください。

議 長 岡田武史君。

副町長 1点目の道路改良の箇所についてでございます。

未整備であったところの改良の箇所につきましては、大変すみません、そこまで数字的なものを持っておりませんので、すみません、お答えのほうはちょっと控えさせていただきたいと思います。

2点目、義務かどうかというところでございます。

やっぱり道路管理者として、それは義務であるというふうに考えております。回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

4 番 御答弁ありがとうございます。

1つ例えを出させていただくんですが、生活保護を受けている人は別として、普通に収入がある方というのは税金を払うのは当然のことですよね。これは、例えばほかのことにお金使っちゃったからといって許されるものではありません。義務ですから。

安八町は財政再建団体じゃないんですよね。違いますよね。お金をためるために財政調整基金、入れました。負債を減らすためにその分お金を返して使ってしまった。お金がないから町道整備ができませんという言い訳は正直通らないんです。で、町民に税金の義務を課しておいて自治体はその義務を果たさない。こんなことは絶対あってはならないことだと私は思ってお

ります。

ただですね。とはいえ、整備されていない町道の数と町の今の財政を考えると、一気に全部やれと言うことは無理だというのは承知しております。それは言うつもりはありません。

前回もお話しさせてもらったように、町道整備の責任は町にあるんですよね。その点をしっかりと踏まえて、計画性を持って、年に少しずつでもいいので、1本ずつでもいいです。ちゃんと町道整備を行っていただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。以上です。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時20分から始めさせていただきたいと思っております。約十四、五分あります。暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時18分 再開)

議長 それでは、少し早いですけれども再開いたします。

---

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されました。それでは報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4 番 それでは、議会改革特別委員会における報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和5年12月5日火曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員及び議会事務局長。

事件及び審査の結果、令和6年度議会報告会の開催時期、対象者、内容について協議し、本年度と同じ形式で報告会を開催することに決定いたしました。本年度の反省点としまして開催時間が短かったとの意見があり、その意見を踏まえて詳細な内容等について次回の委員会で検討することになりました。当委員会で懸案事項となっている議会定例会での一般質問の動画配信に

については、試験的にユーチューブなどで配信を行ってはどうかという意見が出され、次回の委員会で引き続き検討することとなりました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ございません。

以上、報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

---

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第62号から日程第18、議第75号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 石原英一君。

7 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記として、日時、令和5年12月7日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第68号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第71号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第72号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計予算は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はありません。

その他として、委員会現地視察は、結こども園子育て支援センターの園児用トイレ増設箇所と次期最終処分場建設予定地を視察しました。

以上、報告を終わります。

議長 総務産建常任委員長 渡邊裕光君。

6 番 それでは、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、議会規則第77条の規定により報告します。

日時、令和5年12月8日金曜日、午後1時30分から行いました。

出席者は委員全員、関係執行部全員。

付託案件及び審査の結果、議第62号 安八町課設置条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、1名の議員より反対の意見があったため、採決の結果、賛成多数で原案どおり承認いたしました。

議第67号 安八町企業版ふるさと納税基金条例制定について、議第69号 安八町下水道事業の設置等に関する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、当委員会関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第73号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第74号 町道路線の廃止について、議第75号 町道路線の認定については、審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保はありませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察は、西結南條線の歩道整備箇所、旧南條保育園の園舎を取り壊し、新たに避難施設を設置する南條消防車庫前広場を視察いたしました。

以上、総務産建常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

---

議 長 日程第5、議第62号 安八町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第6、議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子議員。

3番 今、社会情勢は物価高騰が続いておりまして、賃金も上がらず、苦しい思いをして生活しておられる方が大勢いらっしゃいます。そういった中で議員報酬を上げることには反対をいたします。

議長 それでは、次に原案に賛成の方の発言を許します。

〔9番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

9番 私からは賛成討論をさせていただきます。

本件に関しましては、9月5日、本会議定例会の初日に執行部より提案説明を受けました。そして会期中の9月8日、総務産建常任委員会においても執行部から給与改正内容とその考え方について経過説明を受けました。

本町の議会議員の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準ずる条例改正を行っているところでございます。すなわち、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業の従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させることを基本として定めることが最も合理的であると考えます。

今までもこのルールに従って引上げも引下げも行われてまいりました。これに代わる公正、透明性が担保され、町民の納得が得られるような客観的で合理的な仕組みがない限り、現在のルールに従うことが妥当であると考えま

す。

以上、賛成討論を終わります。

議長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、起立により採決を行います。

議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数でございます。着席してください。したがって、議第63号は原案どおり可決されました。

---

議長 日程第7、議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔3番議員挙手〕

議長 それでは討論を行います。

まず西松幸子君。

3番 今の社会情勢は物価高騰が続いておりまして、そういった状況の中で特別職の給与を上げることには反対をいたします。

議長 それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

〔9番議員挙手〕

議長 9番 岩田讓治君。

9番 賛成討論をさせていただきます。

本件議案につきましては、先ほど申し上げましたように、執行部より同様の経過説明を受けました。

本町の常勤の特別職職員の期末手当につきましても、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準ずるものと思っております。すなわち、この時々の経済・雇用情勢等を反映して、労使交渉等を行って決定された常勤の民間企業の従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させることを

基本として定めることが最も合理的であるというふうに考えております。

今までもこのルールに沿って引上げも引下げも行われてまいりました。これに代わる公正で、透明性が担保され、町民の納得が得られるような客観的で合理的な仕組みがない限り、現在のルールに従うことが妥当であるというふうに考えております。

以上、賛成討論でございます。

議長 ほかには討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 それでは討論を打ち切り、起立によって採決を行います。

議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを原案どおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数であります。着席してください。したがって、議第64号は原案どおり可決されました。

---

議長 日程第8、議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第9、議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第66号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第67号 安八町企業版ふるさと納税基金条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第67号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第68号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第68号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第69号 安八町下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第69号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第70号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。



本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第70号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第14、議第71号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第71号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第15、議第72号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第72号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第16、議第73号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第73号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第17、議第74号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第74号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第18、議第75号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第75号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第19、議第77号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議第77号につきまして朗読並びに御説明申し上げます。

議案書9ページのほうをお願いいたします。

議第77号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月15日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行により、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務や戸籍電子証明

書提供用識別符号の発行事務等が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料1ページのほうを御覧ください。

安八町手数料条例新旧対照表でございます。左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第5条第2項につきましては具体的な事例がないため削除いたします。

別表第1第1項は、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の規定を追加し、法の規定に基づき戸籍証明書に字句の改正をいたします。

下段の新設第3項は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新たに定める規定を追加いたします。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

下段の第3項でございます。こちらにつきましては、本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の規定を追加し、法の規定に基づき除籍証明書に字句を改正します。さらに第4項に繰下げをいたします。

右側3ページをお願いいたします。

中段の第4項につきましては第5項に繰り下げます。

下段新設の第6項につきましては、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新たに定める規定を追加いたします。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

中段の第5項は、戸籍届出書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書の交付事務の規定を追加し、第7項に繰下げをいたします。

右側5ページをお願いします。

上段の第6項は戸籍届出書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書の閲覧事務の規定を追加し、第8項に繰下げをいたします。

以降、第7項から第26項まで2項ずつ繰下げをいたします。

1枚はねていただきまして、6ページ最下段をお願いします。

備考につきましては、今回の改正に伴い別表第1が2項ずつ繰り下げのため、第20項及び第21項とし、表記を号から項に改めいたします。

議案書13ページ末尾に戻っていただきまして、附則のほうを御覧ください。

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行日であります令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第77号は原案どおり可決しました。

それでは、町長より発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町 長 追加日程といたしまして、令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）につきまして提案させていただきたいと思います。

このたび、国から社会資本整備総合交付金の内示をいただいたことにより、道路新設改良費また都市計画道路整備改良費の補正を行うものでございます。

提案説明につきましては担当課長より説明をさせていただきますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第78号 令和5年度安八郡安八町一

般会計補正予算（第9号）を日程に追加し、議題とすることに決定します。  
事務局より議案書を配付させていただきます。

〔議案書配付〕

---

議長 追加日程第1、議第78号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第78号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,084万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。  
令和5年12月15日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページ、第1表 歳入歳出予算補正。以下の表単位は1,000円でございます。上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも、補正前の額71億1,084万5,000円にそれぞれ4,000万円を追加し、71億5,084万5,000円とするものでございます。

裏面の4ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

公共事業等債に起債の限度額を1,500万円増額するとともに、新たに防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債450万円を発行し、総額6億4,170万円とするもので、その他の項目に変更はございません。

続きまして、下段の5ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

歳入につきましては特定財源でございますので、歳出で御説明申し上げます。

す。

続きまして、下段の3. 歳出でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路新設改良費、補正額1,000万円。財源内訳、特定財源の国県支出金550万円は社会資本整備総合交付金、地方債の450万円は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。

節区分、委託料の1,000万円は、通学路でもある南今ヶ淵地内役場東側町道における歩道整備に伴う測量設計業務委託料でございます。

続きまして最下段、項の都市計画費、目の都市計画整備事業費、補正額3,000万円。財源内訳、特定財源の国県支出金1,500万円は社会資本整備総合交付金、地方債の1,500万円は公共事業等債でございます。

節区分、委託料及び工事請負費それぞれ1,500万円は、現在整備を進めております中地内安八スマートインターチェンジ周辺における道路及び水路改良、堅割寺家線の北への延伸に伴う設計業務委託料並びに工事請負費でございます。

このたび、国の補正予算による社会資本整備総合交付金の追加内示がありました。児童・生徒の安心・安全のための通学路整備、スマートインターチェンジ周辺の開発は町としても重要な施策であり、早期に着手したいため、追加して第9号の補正予算をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第78号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和5年第4回安八町議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

(閉会時間 午前11時53分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月15日

議 長            大 平 文 雄

議 員            坂            悟

議 員            渡 邊 裕 光